

改定前	改定後
第19条 ローン関連手続き	第19条 ローン関連手続き
1. 内容 (1) お客さまは当行でお借入れのローンについて、本サービスにより、以下のローン関連手続きの依頼を行うことができます。 ①「インターネットバンキング」によるローン一部繰上返済・金利選択・期前完済の依頼 ②「インターネットバンキング」による住宅金融支援機構借入の<u>一部繰上返済・期前完済</u>の依頼 (2) ローン関連手続きの依頼が可能なローンの種類は、当行所定のものとします。 (3) この条項に定めのない事項については、「ローン契約時にお差し入れいただいた金銭消費貸借契約証書およびこれに関するローン取引変更契約証書（付随する規定を含む）」（以下、「原契約等」といいます）に従うものとします。	1. 内容 (1) お客さまは当行でお借入れのローンについて、本サービスにより、以下のローン関連手続きの依頼を行うことができます。 ①「インターネットバンキング」によるローン<u>（住宅金融支援機構借入は除く）</u>の一部繰上返済・金利選択・期前完済・返済条件の変更・証明書発行の依頼 ②「インターネットバンキング」による住宅金融支援機構借入の期前完済の依頼 (2) ローン関連手続きの依頼が可能なローンの種類は、当行所定のものとします。 (3) この条項に定めのない事項については、「ローン契約時にお差し入れいただいた金銭消費貸借契約証書およびこれに関するローン取引変更契約証書（付随する規定を含む）」（以下、「原契約等」といいます）に従うものとします。
2. 「インターネットバンキング」によるローン一部繰上返済の依頼 お客さまは当行でお借入れのローンについて、本サービスにより、債務の一部を期限前に繰り上げて返済（一部繰上返済）する依頼を行うことができます。 (1) 返済方式 一部繰上返済の方式は、以下の①最終返済期限繰上方式または②返済額再計算方式のうちから、返済依頼時に選択できるものとします。なお、ローンの種類によっては、あらかじめ一部繰上返済の方式が定められている場合がありますのでご了承ください。 ①最終返済期限繰上方式 毎回返済額（元金均等分割返済の場合は元金均等返済額）を従来通りとし、元金完済となる日まで最終返済期限を繰り上げるものとします。ただし、一部繰上返済前の最終返済額が毎回返済額の110%超の場合には、当行所定の方法により算出した期限を最終返済期限とします。 ②返済額再計算方式 最終返済期限は変えず毎回返済額で調整するものとし、その毎回返済額は繰上返済後の元本残額について、あらかじめ当行所定の方法により算出した金額とします。 (2) 取引の実施日 一部繰上返済の取引の実施日は返済方式に応じて以下の通りとします。なお、「原契約等」の借入要項に定める毎月の返済日から次回の毎月の返済日の前日までの期間で1回のみ実施できます。 ①最終返済期限繰上方式 依頼日の次回の毎月の返済日とします。 ②返済額再計算方式 依頼日の次回の毎月の返済日までの期間でお客さまの指定する任意の銀行窓口営業日とします。 (3) 依頼の期限 一部繰上返済の依頼の期限は、前号 <u>(2)</u> の取引の実施日の2銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。ただし、お客さまがお借入れのローンの種類により、前号 <u>(2)</u> の取引の実施日の15銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとさせていただきます場合があります。この場合、当行はその旨をホームページ上に表示いたします。なお、<u>住宅金融支援機構借入につきましては前号 (2) の取引の実施日の1カ月前の当行所定の時限までとします。</u> (4) 支払方法 ①一部繰上返済所要額として、返済依頼受付時に当行より連絡する繰上返済金額、経過利息額、消費税込繰上返済手数料を、前号 <u>(2)</u> の取引の実施日に、「サービス指定口座」として登録済の普通預金または貯蓄預金（「インターネットバンキング」の場合は、ローンの返済用預金口座）より引き落としのうえ処理いたします。 ②残高不足等の理由により前記①の一部繰上返済所要額の一つでも引き落としができないときは、当該返済依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。	2. 「インターネットバンキング」によるローン一部繰上返済の依頼 お客さまは当行でお借入れのローン <u>（住宅金融支援機構借入は除く）</u> について、本サービスにより、債務の一部を期限前に繰り上げて返済（一部繰上返済）する依頼を行うことができます。 (1) 返済方式 一部繰上返済の方式は、以下の①最終返済期限繰上方式または②返済額再計算方式のうちから、返済依頼時に選択できるものとします。なお、ローンの種類によっては、あらかじめ一部繰上返済の方式が定められている場合がありますのでご了承ください。 ①最終返済期限繰上方式 毎回返済額（元金均等分割返済の場合は元金均等返済額）を従来通りとし、元金完済となる日まで最終返済期限を繰り上げるものとします。ただし、一部繰上返済前の最終返済額が毎回返済額の110%超の場合には、当行所定の方法により算出した期限を最終返済期限とします。 ②返済額再計算方式 最終返済期限は変えず毎回返済額で調整するものとし、その毎回返済額は繰上返済後の元本残額について、あらかじめ当行所定の方法により算出した金額とします。 (2) 取引の実施日 一部繰上返済の取引の実施日は返済方式に応じて以下の通りとします。なお、「原契約等」の借入要項に定める毎月の返済日から次回の毎月の返済日の前日までの期間で1回のみ実施できます。 ①最終返済期限繰上方式 依頼日の次回の毎月の返済日とします。 ②返済額再計算方式 依頼日の次回の毎月の返済日までの期間でお客さまの指定する任意の銀行窓口営業日とします。 (3) 依頼の期限 一部繰上返済の依頼の期限は、前号の取引の実施日の2銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。ただし、お客さまがお借入れのローンの種類により、前号の取引の実施日の15銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとさせていただきます場合があります。この場合、当行はその旨をホームページ上に表示いたします。 (4) 支払方法 ①一部繰上返済所要額として、返済依頼受付時に当行より連絡する繰上返済金額、経過利息額、消費税込繰上返済手数料を、<u>本項第2号</u>の取引の実施日に、「サービス指定口座」として登録済の普通預金または貯蓄預金（「インターネットバンキング」の場合は、ローンの返済用預金口座）より引き落としのうえ処理いたします。 ②残高不足等の理由により前記①の一部繰上返済所要額の一つでも引き落としができないときは、当該返済依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

3. 「インターネットバンキング」によるローン金利選択の依頼 お客さまは当行でお借入れのローンが「原契約等」の規定で、固定金利・変動金利（上限付）（以下、「固定金利等」といいます）の適用を選択可能な場合、本サービスにより、その選択の依頼を行うことができます。 (1) 取引の実施日 依頼日の次回の毎月の返済日とします。 (2) 依頼の期限 前号 <u>(1)</u> の取引の実施日の前銀行窓口営業日の当行所定の時限までとします。 (3) 固定金利等の適用 ①固定金利等の適用を選択可能なローンの変動金利適用期間中に、当行所定の申込方法により申し込んだうえで、変動金利から固定金利等へ変更できるものとします。この場合、当行受付日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日に、当行所定の固定金利等により適用利率を見直します。見直し後の利率は、当行受付日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日の翌日より適用します。また、固定金利等の適用期間は当行所定のものの中からお客さまが選択するものとします。 ②固定金利等適用期間が満了した場合は、満了日に固定金利等から変動金利に変更するものとし、同時に適用利率を当行所定の利率に見直します。見直し後の利率は、上記満了日の翌日より適用し、以後は「原契約等」の定めによります。ただし、上記満了日以降、引続き固定金利等を選択する場合は、当行所定の申込方法により申し込んだうえで、固定金利等を適用することができます。この場合、上記満了日に当行所定の固定金利等により適用利率を見直します。見直し後の利率は、上記満了日の翌日より適用します。また、固定金利等の適用期間は当行所定のものの中からお客さまが選択するものとします。 ③変動金利から固定金利等への変更は、対象ローンの借入期間中繰り返し行うことができるものとします。ただし、固定金利等適用の申込日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日から最終返済日までの残存期間が、銀行所定の固定金利等適用期間より短い場合、固定金利等への変更はできないものとします。 ④固定金利等適用期間中は、固定金利から変動金利または変動金利（上限付）への変更、変動金利（上限付）から変動金利または固定金利への変更、適用利率の変更ルール以外の利率の変更、固定金利等適用期間の変更、上限利率の変更はできないものとします。 ⑤元金金の返済が遅延している場合は、固定金利等への変更はできないものとします。 (4) 元金返済額の変更 ①元金返済額は、固定金利等への変更時および固定金利等の適用期間満了時の利率見直し日（以下、あわせて「利率見直し日」といいます）の都度、利率見直し日現在の借入残高、最終返済日までの残存期間、当行所定の適用利率等により、当行所定の方法で残存期間を変えずに再計算します。なお、元金返済額の変動幅に上限はないものとします。 ②元金返済額の変更は、利率見直し日の翌日以降最初の返済から行うものとします。 ③元金均等返済の場合は、毎回の元金返済額は均等返済元金額に利息支払い額を加えたものとなります。	3. 「インターネットバンキング」によるローン金利選択の依頼 お客さまは当行でお借入れのローン（<u>住宅金融支援機構借入は除く</u>）が「原契約等」の規定で、固定金利・変動金利（上限付）（以下、「固定金利等」といいます）の適用を選択可能な場合、本サービスにより、その選択の依頼を行うことができます。 (1) 取引の実施日 依頼日の次回の毎月の返済日とします。 (2) 依頼の期限 前号の取引の実施日の前銀行窓口営業日の当行所定の時限までとします。 (3) 固定金利等の適用 ①固定金利等の適用を選択可能なローンの変動金利適用期間中に、当行所定の申込方法により申し込んだうえで、変動金利から固定金利等へ変更できるものとします。この場合、当行受付日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日に、当行所定の固定金利等により適用利率を見直します。見直し後の利率は、当行受付日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日の翌日より適用します。また、固定金利等の適用期間は当行所定のものの中からお客さまが選択するものとします。 ②固定金利等適用期間が満了した場合は、満了日に固定金利等から変動金利に変更するものとし、同時に適用利率を当行所定の利率に見直します。見直し後の利率は、上記満了日の翌日より適用し、以後は「原契約等」の定めによります。ただし、上記満了日以降、引続き固定金利等を選択する場合は、当行所定の申込方法により申し込んだうえで、固定金利等を適用することができます。この場合、上記満了日に当行所定の固定金利等により適用利率を見直します。見直し後の利率は、上記満了日の翌日より適用します。また、固定金利等の適用期間は当行所定のものの中からお客さまが選択するものとします。 ③変動金利から固定金利等への変更は、対象ローンの借入期間中繰り返し行うことができるものとします。ただし、固定金利等適用の申込日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日から最終返済日までの残存期間が、銀行所定の固定金利等適用期間より短い場合、固定金利等への変更はできないものとします。 ④固定金利等適用期間中は、固定金利から変動金利または変動金利（上限付）への変更、変動金利（上限付）から変動金利または固定金利への変更、適用利率の変更ルール以外の利率の変更、固定金利等適用期間の変更、上限利率の変更はできないものとします。 ⑤元金金の返済が遅延している場合は、固定金利等への変更はできないものとします。 (4) 元金返済額の変更 ①元金返済額は、固定金利等への変更時および固定金利等の適用期間満了時の利率見直し日（以下、あわせて「利率見直し日」といいます）の都度、利率見直し日現在の借入残高、最終返済日までの残存期間、当行所定の適用利率等により、当行所定の方法で残存期間を変えずに再計算します。なお、元金返済額の変動幅に上限はないものとします。 ②元金返済額の変更は、利率見直し日の翌日以降最初の返済から行うものとします。 ③元金均等返済の場合は、毎回の元金返済額は均等返済元金額に利息支払い額を加えたものとなります。
4. 「インターネットバンキング」によるローン期前完済の依頼 お客さまは当行でお借入れのローンについて、本サービスにより、債務の全部を期限前に繰り上げて返済（期前完済）する依頼を行うことができます。 (1) 取引の実施日 期前完済の取引の実施日は、依頼日の次回の毎月の返済日までの期間でお客さまの指定する任意の銀行窓口営業日とします。 (2) 依頼の期限 期前完済の依頼の期限は、前号 <u>(1)</u> の取引の実施日の10銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。なお、住宅金融支援機構借入につきましては前号 <u>(1)</u> の取引の実施日の15銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。 (3) 支払方法 ①期前完済所要額として、返済依頼受付時に当行より連絡する繰上返済金額、経過利息額、消費税込繰上返済手数料を、前号 <u>(1)</u> の取引の実施日に、ローンの返済用預金口座より引落しのうえ処理いたします。 ②残高不足等の理由により前記①の一つでも引き落としができないときは、当該返済依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。 (4) 担保関係書類の返却 期前完済による担保関係書類の返却は、原則として前号 <u>(1)</u> の取引の実施日における返済処理を当行が確認後、当行所定の方法にて行います。	4. 「インターネットバンキング」によるローン期前完済の依頼 お客さまは当行でお借入れのローンについて、本サービスにより、債務の全部を期限前に繰り上げて返済（期前完済）する依頼を行うことができます。 (1) 取引の実施日 期前完済の取引の実施日は、依頼日の次回の毎月の返済日までの期間でお客さまの指定する任意の銀行窓口営業日とします。 (2) 依頼の期限 期前完済の依頼の期限は、<u>担保関係書類の返却方法が店頭交付の場合、前号の取引の実施日の10銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとし、担保関係書類の返却方法が郵送の場合または担保関係書類の返却がない場合、前号の取引の実施日の4銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。ただし、いずれの場合も、お客さまのお借入れのローンの種類により、前号の取引の実施日の15銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとさせていただきます場合があります。この場合、当行はその旨を当行のホームページ上に表示いたします。</u>なお、住宅金融支援機構借入につきましては前号の取引の実施日の15銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。 (3) 支払方法 ①期前完済所要額として、返済依頼受付時に当行より連絡する繰上返済金額、経過利息額、消費税込繰上返済手数料を、<u>本項第1号の取引の実施日に、ローンの返済用預金口座より引き落としのうえ処理いたします。</u> ②残高不足等の理由により前記①の一つでも引き落としができないときは、当該返済依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。 (4) 担保関係書類の返却 期前完済による担保関係書類の返却は、原則として<u>本項第1号の取引の実施日</u>における返済処理を当行が確認後、当行所定の方法にて行います。

5. 「インターネットバンキング」によるローン返済条件の変更の依頼 お客さまは当行でお借入れのローン（住宅金融支援機構借入は除く）が「原契約等」の規定で、ローン返済条件の変更が可能な場合、本サービスにより、その変更の依頼を行うことができます。 (1) 変更可能なローン返済条件 本サービスにより、お客さまが依頼できるローン返済条件の変更の内容は次のとおりとします。 ①最終返済期限の短縮 ②ボーナス返済金額の変更 ③ボーナス返済月の変更 ④約定返済日の変更 ⑤返済用口座の変更 ⑥返済方法（元金均等返済または元利均等返済）の変更 ⑦女性向け特典の利用 ⑧其他のご相談（担保物件の変更、契約関係者の変更、ローン関連保険の変更、ローンサポートサービスの変更・解約、その他） (2) 取引の実施日 依頼日の次の毎月の返済日とします。 (3) 依頼の期限 本項第1号の①ないし⑥（⑥は元利均等返済から元金均等返済への変更に限り、）は、前号の取引の実施日の4銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。本項第1号の⑥（元金均等返済から元利均等返済への変更に限り、）は、前号の取引の実施日の16銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。本項第1号の⑦は、前号の取引の実施日の11銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。なお、本項第1号の⑧は、前号の取引の実施日をご依頼後に確定するため、依頼の期限に定めはありません。 (4) 支払方法 ①返済条件の変更に必要な費用として、本サービス受付時に当行より連絡する経過利息額と消費税込条件変更手数料を、本項第2号の取引の実施日に、ローンの返済用預金口座より引き落としのうえ処理いたします。 ②残高不足等の理由により前記①の一つでも引き落としができないときは、当該変更依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。 (5) 留意事項 ①返済条件の変更の依頼を受け付けたあと、原契約等の規定や返済状況、その他のローンに関するお申込状況に基づき、保証会社保証付ローンの場合は当行及び保証会社による所定の審査を、保証会社保証が付いていないローンの場合は当行による所定の審査を行います。審査の結果によっては、返済条件の変更ができない場合があります。 ②本項第1号の変更内容により、手続きに必要な書類の提出や、当行所定の方法による取引変更契約の締結が必要となる場合があります。この場合、当行はその旨を本サービスの所定の画面に表示いたします。なお、当行指定の期日までに前記の書類の提出や取引変更契約の締結がされない場合は、変更依頼はキャンセルとなる場合がありますのでご了承ください。	6. 「インターネットバンキング」によるローン証明書発行の依頼 お客さまは当行でお借入れのローン（住宅金融支援機構借入は除く）について、本サービスにより、証明書の発行依頼を行うことができます。 (1) 証明書の種類 ①残高証明書（借入残高のみ）※都度発行のみ受付可 ②支払利息証明書 ③完済証明書 (2) 発行方法 証明書は書面により発行します。郵送によるお届けを推奨しておりますが、当行所定の店頭窓口でお渡しすることもできます。ただし、証明日または証明対象期間が未到来の場合は、郵送によるお届けとなります。 (3) 依頼の期限 郵送によるお届けの場合、依頼の期限に定めはありません。当行で証明書を発行後、お客さまのお届出住所に郵送します。当行所定の店頭窓口でお渡しする場合、ご来店希望日の4銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。 (4) 支払方法 ①証明書の発行に必要な費用として、本サービス受付時に当行より連絡する消費税込証明書発行手数料を、原則、受付日当日または翌銀行窓口営業日に、ローンの返済用預金口座より引き落としのうえ処理いたします。 ②残高不足等の理由により前記①の引き落としができないときは、当該発行依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。
--	---

5. 依頼内容の変更・取消 (1) 本規定の第4条第3項により依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更または取り消すことはできません。 (2) ただし、当行がやむを得ないものと認めて依頼内容の取消を受け付ける場合には、取引の実施日の前銀行窓口営業日までにお取引店により当行所定の手続きで受け付けます。なお、依頼内容を取り消した後、改めて変更した内容で依頼する場合には、取引の実施日の3銀行窓口営業日前までに依頼内容の取り消しを受け付けるものとします。	7. 依頼内容の変更・取消 (1) 本規定の第4条第3項により依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更または取り消すことはできません。 (2) ただし、当行がやむを得ないものと認めて依頼内容の取消を受け付ける場合には、取引の実施日の前銀行窓口営業日までにお取引店により当行所定の手続きで受け付けます。なお、依頼内容を取り消した後、改めて変更した内容で依頼する場合には、取引の実施日の3銀行窓口営業日前までに依頼内容の取り消しを受け付けるものとします。 <u>(3) 本サービスによる依頼後、依頼内容の確認のためにご登録電話番号あてに連絡する場合があります。連絡がつかず手続きが進められない場合、当該依頼はキャンセルとなることがありますのでご了承ください。</u>
---	--